

令和7年度事業計画

計画期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

社会福祉法人ふじの園
法 人 本 部

令和7年度社会福祉法人ふじの園法人本部事業計画

1 法人の基本理念

「キリストの愛と光によって導かれた子どもの尊厳と幸福を目指します」

私たちは、キリストの愛に倣い、子どもたち一人一人をかけがえのない存在として受け止めます。そして、子どもたちが自分らしく幸せに生きていくことができるように、いつでもどんな時でも子どもたちを支えていきたいと願っています。

2 法人運営の基本方針

- (1) 法人の健全な運営に努めます。
- (2) 利用者のサービスの向上に努めます。
- (3) 職員の資質の向上に努めます。

3 法人を取り巻く環境

世界はウクライナ戦争の行方が見通せず、イスラエル・ガザの戦禍も広がり混乱の中にあります。この2つの紛争はかけがえのない多くの命を奪っています。特に子どもたちの命を奪われることには、子どもたち一人一人をかけがえのない存在として支えている当法人としては本当に心が痛むできごとです。日本においては、能登半島地震から1年が経過しましたが9月に豪雨に見舞われるなど厳しい状況が続いています。また、今年の早春には大船渡市で山林火災が発生し林野火災の規模として平成以降で最大になるなど甚大な被害を受けました。

社会福祉法人を取り巻く環境は、人口減少社会や複雑化・多様化する福祉ニーズへ対応、災害等の非常時の事業継続の確保等より一層厳しい状況におかれています。児童福祉の面では、「子ども」を権利主体と位置づけ、こども基本法の制定や「こども家庭庁」の発足など、子どもの福祉の推進が重視され、子どもを中心に据えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていく「子ども家庭福祉」の観点で社会参加や地域づくりを協働して進めていく流れとなっています。

本法人に係ることでは、児童養護施設に措置される子どもの減少や保育園においても子どもの減少により経営の見通しを再検討しなければならない状況になってきています。今すぐに経営が揺らぐということではないですが、経営ビジョンを正しくもって運営しなければならない段階になってきていると捉えています。それぞれの施設は、ほぼコロナ感染症が流行する前の行事運営を行うことができています。令和7年度も通常運営を行う計画で各施設とも進めています。

法人は、令和5年度に決定して進めていたこども第三の居場所推進事業及び児童育成支援拠点事業が開設する年となります。これまで就業規則や運営規程などを定め職員研修を行うなど準備を進めてきました。今後、B&G財団及び一関市と連携を更に強めていきます。

また、令和7年度中に児童養護施設一関藤の園の地域小規模児童養護施設の新築工事を行います。

今年度は社会福祉法人ふじの園が既存の施設の安定した運営をしながら、新しい事業の運営を軌道に乗せていく1年になります。

4 事業計画

法人本部の事業として以下の9項目を重点項目として取り組みます。

(1) 法人本部機能の強化と各施設との連携

理事会の意思決定に基づき、理事長の統括のもと法人主導で法人本部及び各施設が円滑に運営できるよう法人本部機能を強化するとともに、各施設との連携を密にします。

そのために法人本部においては役割分担のもと運営の計画性と具体性、実施の迅速化を常に心がけ、運営が滞らないようにします。

各施設との連携強化のためには報告、連絡、相談を密にとり、運営上の課題等については情報を共有しながら方針及び計画を立て、任務分担を明らかにして運営にあたるようにします。2 か月に1回の業務連絡会は連携強化のための重要な会議と位置づけ行います。また、不定期ではありますが、理事長、常務理事、事務局次長、各施設長による会議も招集して話し合います。

(2) 一関市こども第三の居場所推進事業の開設

こども第三の居場所推進事業及び児童育成支援拠点事業者に決定し、令和7年4月開設に向けて、準備を進めてきました。令和6年度初めに助成団体であるB&G財団から正式に助成決定通知を受け、工事をを行い完成しました。職員についても採用決定をし、2月からプレオープンをしています。今後もハード面・ソフト面での細かい部分の準備が必要になります。

社会福祉事業として法人の大きな柱の1つとなる第三の居場所推進事業及び児童育成支援拠点事業を是非とも成功させなければなりません。

また、子ども食堂も山目市民センター及び社会福祉協議会と連携し発展的に継続します。

(3) 法令遵守の推進

利用者および職員の人権は人間の尊厳として法に定められています。法を守るということは、私たちが大切にしている利用者及び職員自身の人権を守ることです。また、子どもを預かる施設の職員であることから、子どもたちの手本となることは必然のことであり、法に触れるようなことは厳に慎むべきことです。

法人本部は法に抵触するような行為が行われることのないよう、定期的に各施設を指導監督します。法令遵守の主体は各職員個人であり、所属する組織であります。上からの押し付けではなく、それぞれが主体として取り組むようにしなければなりません。そのため、コンプライアンスチェックシートを令和7年度も実施します。

(4) 利用者の権利擁護の推進

法人全体で利用者の権利擁護を推進します。各施設職員は「子どもが権利の主体」であることを自覚し、擁護に努めます。また、職員集団として権利擁護に取り組む体制の構築をしていきます。そのためには、職員自身も権利を守るということを示していかなければなりません。それを示すことで利用者の権利意識も育成されます。そのことも含めて権利擁護のための研修会を大切に、計画的に行うよう指導します。

(5) 職員の人材育成

法人及び各施設が求める人材像を職員とともに明らかにし、職員採用をします。それぞれの施設の職員には専門性が求められます。また現状と将来を鑑みたときに支援を必要とする児童への養育面での専門性も必要とされます。採用した職員に対しては、その人材像に近づくために多面的な研修を充実させ、個人のキャリアアップを支援します。また、研修は主体性を尊重します。各施設の特性と必要とされる専門性及び職員のニーズに合った内容を考え、外部から講師を招いての研修や外部に出向いての研修や交流にも力を入れます。

(6) 事業の透明性の確保

社会福祉法人は公益性が高いことから、適宜、サービスの内容、財務諸表、法人・施設の手組みをホームページや広報誌等を利用して広く情報を発信し事業経営の透明性の確保を図ります。特に児童養護施設一関藤の園を広く知ってもらう取組みを重視します。どういう施設なのかその具体的な部分が知られていないのが現状です。職員採用ともかかわることなので広報に力を入れていきます。

(7) 事務処理の適正化

会計事務所や監事による出納調査を実施し適正な会計事務の処理に努めます。また、各資料等についても説明責任を果たすうえで大変重要であることから、保育・養育に関する資料等についても法人本部が中心となり事務指導の強化を図ります。

(8) 職員の労働環境の改善

地域における公益的な取組みを行う責務が課せられている社会福祉法人の職員がよりよい環境で働くことができるようその改善に取り組みます。環境には、労働条件や労働時間、職場内の人間関係など、労働に関するあらゆる環境を含みます。仕事に対するやりがいやモチベーションをたかめるための評価と賃金改善、週休完全二日制の実施や正規の労働時間の厳守、サービス残業の廃止、人手不足の解消、結婚後も働けるなど、生活を犠牲にしない職場環境づくり等、現状を正確に把握し、その時度の課題を解決していきます。

(9) 各関係機関との連携

既存の事業を充実・発展させ、新規事業を軌道に乗せていくためには、地域のニーズを正確に把握することが必要です。行政や関係機関との連携を密にし、社会の要請に応えることができる法人経営を目指します。

5 評議員会及び理事会等の開催

(1) 評議員会の開催

法人運営に関する重要事項を決定するため定時評議員会のほか、必要に応じて臨時評議員会を開催します。

- 定時評議員会 令和7年6月24日（火）開催予定
 - ・ 令和6年度計算書類及び財産目録の承認について他

(2) 理事会の開催

執行機関として適切な法人運営を図るため、定時理事会のほか、必要に応じて随時臨時理事会を開催します。

- ① 第1回定時理事会 令和7年6月6日（金）開催予定
 - ・ 令和6年度の事業報告と決算の承認 他
- ② 第1回臨時理事会 令和7年6月24日（火）午後
 - ・ 社会福祉法人ふじの園理事長の選定、常務理事の任命
- ③ 第2回定時理事会 令和7年11月18日（火）開催予定
 - 諸規則・規程等の改正 令和7年度の補正予算案 他
- ④ 第3回定時理事会 令和8年3月24日（火）開催予定
 - ・ 令和8年度の事業計画及び当初予算案 令和7年度補正予算案

(3) 四半期監事監査

令和7年5月27日（火）29日（木；午前） 9月2日（火）4日（木；午前）
11月4日（火）6日（木；午前） 令和8年2月3日（火）5日（木；午前）

(4) 評議員選任・解任委員会の開催

評議員の任期満了に伴い、次期評議員を選任するため、評議員選任・解任委員会を開催します。
令和7年6月13日（金）開催予定

6 令和7年度法人関係年間予定

月	理事会・評議員会等	監査・出納調査・指導監査	事業計画	庶務
4			施設長面談 理事長講話 第三の居場所開所式 社会福祉法人ふじの園3事業所の運営開始	
5		1～3月分出納調査・決算監査 5/27 (火) 29 (木)		業務連絡会① 5/15 (木)
6	定時理事会① (決算関係) 6/6 (金) 定時評議員会 6/24 (火) 臨時理事会① 6/24 (火)		法令遵守研修	現況報告書提出 資産総額変更登記 重任登記
7				業務連絡会② 7/17 (木)
8				
9		4～6月分出納調査・監査 9/2 (火) 4 (木)		業務連絡会③ 9/18 (木)
10			施設長面談 理事長講話 法令遵守研修	
11	定時理事会② 11/18 (火) (諸規則の改正、補正予算案等)	7～9月分出納調査・監査 11/4 (火) 6 (木)		業務連絡会④ 11/13 (木)
12				
1			施設長面談 法令遵守研修	業務連絡会⑤ 1/15 (木)
2		10～12月分出納調査・監査 2/3 (火) 5 (木)		
3	定時理事会③ (事業計画・当初予算案等) 3/24 (火)		施設長面談	業務連絡会⑥ 3/5 (木)

※毎月 熊谷会計事務所による会計監査を実施

令和7年度 事業計画

計画期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

社会福祉法人ふじの園
児童養護施設一関藤の園

1 計画の策定にあたって

1 計画の策定にあたって

(1) 社会福祉法人ふじの園 基本理念

『キリストの愛と光によって導かれた子どもたちの尊厳と幸福を目指します』

私たちの法人・施設は、キリスト教のカトリックの精神を拠りどころに運営されています。私たちは、キリストの愛に倣い、子どもたち一人ひとりをかけがえのない存在として受け止めます。

子どもたちを温かく包み込み、子ども自身が持っている能力を最大限に発揮して、自分らしく生きていくことができるように支えていくことを基本理念としています。

・社会福祉法人ふじの園 基本方針

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とします。

・社会福祉法人ふじの園 経営の原則等

当法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。

また、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の子育て世帯、経済的に困窮する人たち等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供します。

(2) 児童養護施設一関藤の園基本理念・養護方針・養護目標

・基本理念 『祈りと感謝の心』

私たちは、キリストの愛の精神に基づき、子どもの生命と人権を守り、自己実現と自立のために継続的な養育を通して子どもの最善の利益の実現をめざします。

・養護方針

私たちは、日本国憲法、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を尊重しキリスト教の理念である愛と平和と平等をもとに子どもの育ちを保障し次に掲げる養護方針を実践します。

- ① 私たちは、家庭的養護と子ども一人ひとりのニーズに応じた養育をおこないます
- ② 私たちは、子どもの発達を保障し自立支援の充実につとめます
- ③ 私たちは、子どもの心身の回復をめざした支援をおこないます
- ④ 私たちは、家族との信頼関係を築き連携・協働した支援をおこないます
- ⑤ 私たちは、継続的な支援と連携アプローチによる支援をおこないます
- ⑥ 私たちは、ライフサイクルを見通した支援をおこないます

・養護目標（めざす子ども像）

自己実現のために個性や可能性を最大限に発揮して未来を切り開く子ども

『ありがとう』・『ごめんなさい』・『お願いします』と言える子どもの育成

1 計画の策定にあたって

2 令和6年度の事業計画の総括

令和6年度は、定員が46名から暫定定員44名（本体施設38名、地域小規模児童養護施設6名）となり、入所現員は38名（一時保護児童1名を含む。令和5年度は34名）であり、入所率は定員に対して83%からのスタートでした。

(1) 施設運営関係

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症も落ち着き、令和5年度に引き続き感染症前の日常を取り戻すことに努めました。

施設運営では、一関市の委託事業である子ども第三の居場所「ういすてりあ」の令和7年2月のプレオープンに向けて法人と連携して準備を進めました。また、同地内に地域小規模児童養護施設1か所を新築する計画を進め、令和7年度中に建物を完成させ、令和8年度から本格的に使用する予定でいます。入所児童が減少傾向にあることから入所定員を見直し、令和7年4月1日から本園6ユニットを1ユニット減らし、本園定員40名から10名減員し定員を30名、全体で36名の定員とする予定です。

(2) 養育関係

養育関係では、日々の生活を丁寧に支援するとともに要望ノートやホーム会議、自治会等の機会を通して、児童の意向を尊重した養育に努めました。全体的な恒例行事を実施するとともに各ユニットの裁量と児童の要望等に沿った行事を企画し実施することが出来ました。令和6年度は、退所予定児童が7名であったことから一人ひとりの意向を確認しながら進路決定につなげ、退所に向けて丁寧に対応することが出来ました。一人暮らしを想定した自立生活体験、職場体験等を通して社会性の涵養に努めました。

また、家族との面会や遠隔地の家族とはズームによる面談、職員による家庭訪問を適宜実施し家族との交流を深めることが出来ました。更に、学校や児童相談所、医療機関、自立支援事業所等とも緊密に連携し児童の養育・自立支援の強化を図りました。

(3) 人事・労務・研修関係

職員の採用及び定着が近年の大きな課題となっており、余裕のない職員体制のなかで、職員の中には感染症やメンタル面で不調を訴え休暇を取らざるを得ないことがありました。職員体制を充実させ、職員が安心して働くことのできる職場環境の整備、職員同士が支え合う職場作りを更に進めます。

研修関係では、内部研修を充実させるとともに新任職員を対象としたフォローアップ研修を定期的実施しました。外部研修についてもコロナ禍前の研修体系に戻り積極的に職員を派遣することが出来ました。

(4) 施設機能強化関係

地域の様々な関係機関と連携しネットワークの強化を図りました。また、法人と連携して、子ども食堂、あんしんサポート事業、こども第三の居場所推進事業に参画しました。

また、保育士養成校との連携やボランティアの受入れ、地域の民区行事等にも積極的に参加しました。

1 計画の策定にあたって

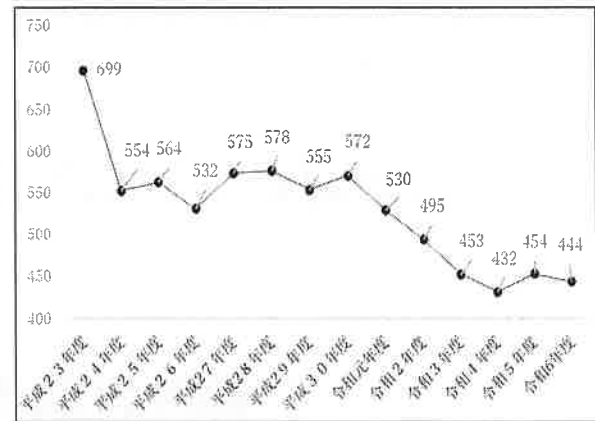
3 施設を取り巻く状況

(1) 入所児童の状況

① 入所児童の年度別推移

平成 23 年度をピークに入所児童は減少傾向にあります。令和 6 年度の初日在籍児童数は年間 444 名、月平均 37 名となっています。令和 7 年 3 月には 7 名の児童が就職・進学のために退所予定であり、令和 7 年 4 月 1 日の在籍児童数は 32 名でのスタートとなります。

家庭養育優先原則に沿った社会的養育推進計画の後期計画（令和 7 年度から令和 11 年度）が策定され、入所児童数は今後も減少傾向が続くものと思われます。

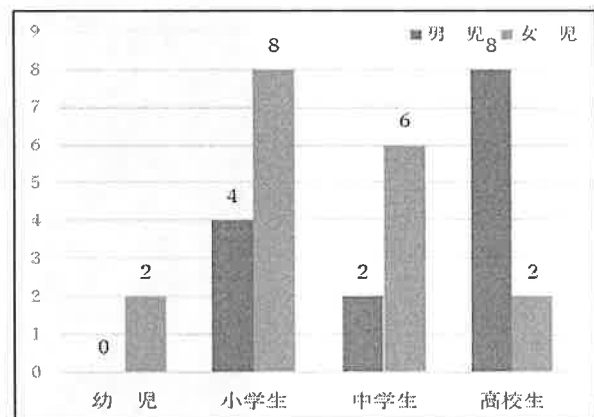


年度別初日在籍児童数の推移

② 入所児童の構成

令和 7 年 4 月 1 日の入所児童の内訳は、幼児 2 名、小学生 12 名、中学生 8 名、高校生が 10 名の計 32 名の予定です。幼児の割合が低く、高齢児の割合が高くなっています。高校生は 3 年生が 3 名、2 年生が 5 名、1 年生が 2 名であることから、数年内には 30 名を割り込むことも考えられます。

児童養護施設は、変革期にあり、入所児童が減少していくことを想定したうえでの養育や施設運営のあり方が問われています。



入所児童の内訳（令和 7 年 4 月 1 日）

(2) 外的環境要因と内的環境要因

① 外的環境要因

- 改正児童福祉法が令和 6 年 4 月 1 日から施行され、市町村に子ども家庭センターが設置されるなど、新しい子ども子育て支援策が実施されています。
- 令和 6 年度に社会的養育推進計画の見直しが行われ、令和 7 年度から 5 年間の後期計画が策定されます。

② 内的環境要因

- 入所児童は減少傾向にありますが、一時保護児童の長期化やショートステイ等の利用が増えてきています。
- 人材の確保と定着が近年の大きな課題となっています。直接処遇職員や専門職の配置や働きやすい職場のあり方、多様な職員のニーズに応じていく職場環境の整備が求められています。

1 計画の策定にあたって

(3) 職員アンケート（令和7年度の事業計画を策定するにあたってから

問1. あなたが創りたい（こうありたい）と思う藤の園はどのような藤の園ですか？

- ・職員同士が信頼し合い、子どもの最善の利益を考え、同じ目的に向かって職務を行う
- ・他人任せではなく、自身で積極的に行動に移し、より良い施設になるようにする
- ・子どもから信頼され、同じ目線で向き合えるような関係を目指す
- ・地域に開かれた施設でありたい。若手職員のパワー（発想の豊かさ、身体機能の強さ）を活かし、老人、子ども、弱い立場の人に寄り添い、手助けすることが出来る。民区、学校など、必ず必要とされる存在になる
- ・日本の風習や行事を大切に作る施設でありたい。お正月、節分、ひなまつり、端午の節句、七夕、お月見、クリスマスなど、その時々で昔ながらの名言やお祝いを忘れないために、子どもたちの記憶に残る楽しい思い出を作る
- ・施設の子もだけでなく、地域の子もまたちや大人が困っている人がいれば、助けに行ける施設
子ども一人ひとりが伸び伸びと育つ施設
- ・異なる立場の者同士が寛容の心を持って、互いの意見を尊重し合える施設（職場環境）
- ・措置解除児童が一人で生きていけるか？90%の園児が困難と予測。園にいる期間、しつけ、教育（社会の常識）、トラブル時の機関との連携。正しい方向への修正、健康の保持増進、自分で生きていて良いという自信を持たせる。人を信じれる心を持てる。そのような人間に育てられる職場
- ・お互いに思いやりを持って、共に助け合うことができる施設
- ・退所した子どもたちが、何歳になっても訪ねてきてくれる施設
- ・地域から信頼され、頼りにされる施設
- ・ボランティアさんが気持ち良くボランティアができる施設
- ・基本理念である「祈りと感謝の心」を大切にする施設

問2. 問1を創るために、あなたができることはどのようなことですか？

- ・信頼してもらえるような仕事ぶり。（積極的な行動、先を見通した計画立て）
- ・若い職員を巻き込んで、一つひとつの仕事を進める。
- ・普段の関わり、伝え方など無駄な事が一つもないような関わり方
- ・若い職員が気持ちよく、地域活動できるよう施設内の子どもたちを養育する。その間の情報共有を忘れずにおこなうこと。
- ・行事に気を抜くことなく、先々を考えて行動する。次の年も困らぬよう備品の管理や扱いに気をつけておくこと。
- ・自立度を上げるためにも子どもの意見をさらに吸い上げていく。子どもが調べたり選択・決定させていく機会を増やしていく。また、「やりたい」を尊重し挑戦させていく。最初から「できない」「続かない」と決めつけない。
- ・年齢や立場で見え方・捉え方は異なるのは当然で正解はないのだから、そういう考え方や見え方もあるんだと思えるように縦・横の繋がりを強く太くしていく。コミュニケーションをしっかりと図る
- ・傾聴、思いをぶつけさせる。共感、同調、修正、肯定の人対人の関わりを継続する。児童を理解出来るよう配慮する。
- ・医学的専門知識を最大限発揮し、早い段階で医療との連携を図る。そのためにも一人ひとりの児童との信頼関係を維持する
- ・職員の陰口を言わない。噂話をしない。（本人に伝える）
- ・やる気のある若い職員が伸び伸び活躍できるようにする
- ・できないことやダメなところだけを見るのではなく良い所に目が行くようにする
- ・普段からコミュニケーションをしっかりとる

1 計画の策定にあたって

問3. これからの施設全体で取り組みたいことを箇条書きで整理してください。



1 計画の策定にあたって

(4) 利用者アンケート結果（令和7年2月実施 対象者：小学1年生～高校生他35名）

問1. 園生活で楽しいことは何ですか？

・日常生活・行事・ゲーム・睡眠・転地養護・テレビ視聴・公園に行きました・遊ぶこと・運動・話すこと・いつも楽しく過ごしています・ホームでお出かけ・先生達との会話・ホームのみんなとご飯を食べるとき・園遊会・サマーキャンプ・園行事・運動会・クリスマス会・丸山さんバーベキュー・ライオンズ夏祭り・生活が楽しい

問2. 園での生活を今より快適に過ごせるためにはどのようにすればよいと思いますか？

・先生の話をしっかり聞く・遊ぶ場所を増やしてほしい・陰口を言わない・ママとパパがいて欲しい・ホーム替えがしたい・言葉遣いを気を付ける・ルールの再確認（緩くして欲しいでも、強くして欲しいわけでもなくて、例えば学習延長とかしていい基準を再確認してほしい）・人間関係を考えたホームにすべき。馬が合わない人と会話しているとイライラする（職員も子どもも）人のやっているのを見てから話しかけてくれない？朝ごはんとか言われても他の事してんじゃん。目大丈夫？・何でもできる自由・布団で寝て肩や身体が痛くならない生活・園のルールをもっと緩和させる・室温を丁度よくする・まともなご飯を出す・お小遣いを増やす・中学生でもスマホが欲しい・食事メニューを改めること・行事を増やす・喧嘩を少なくする・助け合う・いつも通りに過ごせればいいと思う・今の時点で快適だと思います

問3. 園生活で嫌だなと思ったり、困ったりしていることはありますか？

① はい 15人 (43%) ② いいえ 20人 (57%)

問4. 人に知られたくないことや自分のプライバシーは守られていますか？

① はい 32人 (91%) ② いいえ 3人 (9%)

問5. 話しやすい大人の人はいますか？

① はい 33人 (94%) ② いいえ 1人 (3%) ※わからない 1人 (3%)

問6. 外部の大人に相談できることを知っていますか？

① はい 30人 (86%) ② いいえ 5人 (14%)

問7. 園の決まりや約束事で何かこのようにした方がいいと思うこと、こうなれば良いと思うことはありますか？

・Mちゃんがクリブレでカメラを貰ったけど、自分の机に置いてるから職員室で預かった方がいいと思う・ストレスを発散できるところが欲しい・高校生の門限を少し遅めにしたい・ゲーム時間・園のゲーム機を曜日などでどのホームが使うか決めて欲しい・全部のホームのルールを一緒にした方がいい。1階はゆるいとか、2階は人によって違うとか3階は厳しいとか、イライラする。一緒にした方が男子ホームは緩いじゃんって一部の人が行ったりしなくなるじゃん。・全てのルールを1度再確認してほしい・行事を沢山増やす・パソコンのルールを統一してほしい・分からない・特になし

問8. 藤の園で大切にしていることは『折りと感謝の心』『一人一人を大切にしている』ことですが知っていましたか？

① はい 29人 (83%) ② いいえ 4人 (11%) ※無回答 2人 ((6%))

問9. 意見や要望があれば自由に書いてください。

・栄養士の職員を雇う・献立をもう少し豊富にしたい・ホーム旅行が出来るように、その分の交通費・宿泊費を用意して欲しい・春にちなんだ行事など季節にちなんだ行事をもっと取り入れて欲しい・ディズニーランド・お台場・舞浜ユーラシアに行きたい・お小遣い倍増・夏の転地養護のように冬も皆とスキーなどに行ってみたい・次のホーム替えではY先生と一緒にしたい・switchの時間を6時までじゃなくて9時までにしてほしい・ゲームやパソコンの時間を増やしてほしい・ママとパパは14日に来る予定だったけど、来れなかったのでもいつ来るんですか!!・運動会以外にもスポーツ行事を少し増やしてほしい!もっと身体を動かしたい・中学生の学習支援をやるべき・一人一人に寄り添うべき・子どもの意見もたまには聞いて欲しい

1 計画の基本理念

キリスト教（カトリック）の理念である愛と平和と平等の精神に基づき、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認め合い、その個性を尊重し主体的に生き生きと活動することを通して、一人ひとりが活躍できる施設を目指します。

2 計画の基本的な考え方

令和6年4月から改正児童福祉法が施行されました。地域で生活する子育て世代への支援強化や社会的養護出身者への自立支援の拡充、子どもの意見・意向表明や権利擁護を図る環境整備等に向けた具体的な施策が進められます。児童養護施設を取り巻く社会的養護は、「新しい養育」という、すべての子どもたちの育ちを守る新たな時代に入ってきています。

私たちには、新たな時代にふさわしい施設のあり方が求められており、児童養護施設が公共性の高い施設であることや長い年月を経て培ってきた「養育」に関する確かな専門性を活かしながら、入所児童の養育を最優先としながらも法人の設立理念である地域の福祉ニーズに応えていく責務があると考えます。

この事業計画は、職員と児童の思いや考えを反映させながら施設運営関係、養育関係、施設の機能強化、職員体制及び人材育成、施設整備等に分けて策定しました。

併せて、児童養護施設一関藤の園第4次中長期事業計画（計画期間：令和3年度～令和7年度までの5年間）及び岩手県社会的養育推進計画（計画期間：令和2年度～令和11年度までの10年間）が策定されており、これらの計画ともリンクした事業計画とします。

事業の推進にあたっては、企画委員会、リスクマネジメント委員会、給食委員会、広報委員会、性教育委員会、要望等解決委員会、安全委員会、感染症対策委員会、学習支援委員会、環境美化委員会、進学支援寄附金給付委員会、メディア委員会、研修委員会の13部門の委員会と連動して事業を推進します。

3 令和7年度の計画の基本目標 『日々、発見。日々、感動。』

幼児のSちゃんをだっこすると「これな～に？ あれな～に？」と矢継ぎ早に聞いてきます。すべてのものに興味関心があり、すごいスピードで吸収しようとしています。ふと振り返ると、私たち大人は、日々の生活の中で新しい発見や感動することが薄らいでいるように思われます。日々の発見や感動は、誰かから与えられるものではなく、自分自身の心の持ちようにあると思います。「日々、発見。日々、感動。」を令和7年度の行動指針に据えて事業を推進していきます。そして、「キリストの愛と光によって導かれた子どもたちの尊厳と幸福を目指します」とする法人の基本理念と施設の基本理念である「祈りと感謝の心」を忘れずに一人ひとりが大切にされる施設を目指します。

4 計画の期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年間

職員への周知については、年度はじめの職員会議で「事業計画」を渡し説明をします。また、ホームページや広報誌を活用して保護者の皆様や関係者、各関係機関へ取り組みを周知します。

3 重点施策（施設運営）

3 各部門の重点施策

(1) 施設運営関係 ～高機能化・多機能化に向けた施設運営～

児童養護施設を取り巻く環境は、国が示している家庭養育優先原則を念頭に令和 6 年度に計画の見直しが図られ、後期（令和 7 年度～令和 11 年度）の都道府県家庭的養育推進計画が策定されました。計画では里親委託を優先的に進め、施設にはより高機能化や多機能化が求められています。社会的養護は入所・収容型の支援から在宅支援にシフトしてきています。以下、施設運営関係の重点項目の概要です。

① 第 2 の地域小規模児童養護施設の開設

地域分散化の一環として、山目字前田地区に新たに地域小規模児童養護施設 1 か所を開設します。令和 7 年 6 月に着工、令和 8 年 2 月の完成を予定しています。隣接地には第三の居場所「ういすてりあ」があり、施設間の連携や利用者同士の交流等、相乗効果を高め合うための取り組みを検討していきます。

② 空きユニットの活用

令和 7 年度に本園ユニットが 6 ユニットから 5 ユニットになることから空きユニットの有効活用を図ります。また、令和 8 年度に地域小規模児童養護施設が 1 か所増えることから本園ユニットが 5 ユニットから 4 ユニットする計画です。利用者や地域、関係機関の意向を確認しながら 2 つの空きユニットの有効活用の方法を検討します。

③ 施設の有効活用

主に卒園生が利用しているアントニーホーム、退所を控えた児童の自立生活訓練や家族等の交流場所として活用しているヨゼフホームの整備を進めます。更に居住性を高め、居心地の良い住環境とします。ヨゼフホームのカーテンの取り換えや寝具、調度品等を更新するとともに不要なものを整理し有効活用を図ります。

④ 第三者評価の受審

令和 7 年度に岩手県社会福祉協議会による福祉サービス第三者評価を受審します。前回（令和 4 年度）の結果をもとに受審の準備を進めます。前回の受審改善で「b」評価の項目の見直しを進め、令和 7 年 10 月上旬までに書類を整え 11 月 19 日の訪問調査を経て、令和 8 年 2 月頃に評価結果を得られるように進めます。

⑤ 権利擁護と法令遵守

入所児童の権利擁護と法令遵守の徹底を図ります。園内研修では、被措置児童等虐待の対応や事例の理解を深めます。また、法人・施設の諸規則や規程、マニュアル等の周知を図ります。更に不適切な関わりの防止など職員同士でチェックできる体制や職員面談や日々のチェックリストの活用し風通しの良い職場を進めていきます。

3 重点施策（施設運営）

⑥ 安心・安全な施設運営

職員が安心して働くことができ、児童が安心して生活できるようにします。毎月の避難訓練、危険個所や遊具の点検、車両等の整備にも万全を期して事故や怪我等の防止に努めます。また、ヒヤリハットの報告と記録の徹底に努めます。

⑦ 情報の共有と職員の連携

職員間の情報共有を密接に図り、施設運営上あるいは児童に不利益となることを未然に防止する取り組みを進めます。職員会議や運営会議、主任会議、フロア・ユニット会議等を通して情報の共有に努めます。従来からの朝会やラインワークスの活用し情報の共有を更に進めます。

⑧ 経営の健全性・安定化

事務費や事業費の執行状況を報告し施設の経営状況を全職員で共有し費用対効果を意識した施設運営に努めます。新園舎が竣工してから 12 年が経過したことから建物や設備の劣化が見られます。数年後には園舎の全面塗装や浄化槽の撤去等を予定しており相当な費用が見込まれます。また、入所児童の減少にも耐えられる施設運営を目指します。

⑨ タイムリーな情報発信

令和 7 年度も広報委員会が中心になり、年 3 回「広報誌一関藤の園」を発行します。また、法人においてホームページを改編する予定があることから施設の意向等を伝え内容の充実とタイムリーな情報の発信に努めます。また、他の媒体による情報の発信方法についても検討していきます。

⑩ 東北カトリック児童施設協会施設長・職員研修の準備

令和 8 年度に東北カトリック児童施設協会の施設長・職員研修の当番施設であることから令和 7 年 10 月頃までに、実施時期、実施場所、研修テーマ等の要項をまとめ、関係施設に発信し準備を進めます。

⑪ ボランティアや支援者を大切にする施設

年間を通して、人的なボランティアをはじめ、各種イベントへの招待、行事等の企画、寄附金や物品等の寄贈など多くの支援者がいらっしゃいます。当たり前でないことを自覚し児童にも伝え「感謝の心」を持ち続けるようにします。

⑫ 環境美化への配慮

敷地を含めた環境美化に全職員で取り組みます。生活の基本である「衣食住」の住の意味を理解し、住環境に配慮した施設運営を目指します。また、春夏秋冬の四季の移り変わりや歳時に合わせた装飾など季節感を感じられるようにします。また、記念植樹の森の整備をはじめ四季折々の季節の花々が咲く施設になるよう努めます。

3 重点施策（養育関係）

(2) 養育関係 ～個別化による養育力・支援力の充実～

令和 7 年度から 1 ユニットの児童数が 4 名から 6 名となることから、一人ひとりの児童と丁寧な関わりを通して信頼関係を構築していきます。児童養護施設の大きなテーマである自立支援に向けて、自立支援計画の内容を吟味し支援の充実に努めます。

また、児童の権利擁護と意見表明・意向を尊重し、児童が主体的に日々の生活を送ることができるよう一人ひとりの児童に寄り添った養育に努めます。

① 児童の意見・意向を尊重した養育

改正児童福祉法では、児童の意見・意向が重要視されました。今まで以上に児童の意見聴取に取り組み、施設運営や生活に反映させていきます。相談できる、信頼できる職員との関係を基本としながら利用者アンケートや自治会、ホーム会議、要望ノート等を活用して児童の意見や要望に応じていく体制を整備します。

② 基本的生活習慣の確立

幼児から高校生までの縦割りのホーム編成となることから起床から就寝までの生活について見直しを行います。また、基本的生活習慣を身に付けることの重要性を伝え支援を行います。標準的な業務マニュアルの見直しを行い、統一した支援を行っていきます。

③ 自立支援計画と個別化

児童一人ひとりの成長に合わせた自立支援計画を作成し将来を見据えた支援を行います。日常生活の中で、進路のことや就労についての話題を提供し、児童自身が将来に対してイメージできるように支援します。高校生のアルバイトや生活体験、職業体験等を実施し社会体験の拡大を図ります。また、スポーツ少年団への入団やボランティア活動などを奨励し社会性を育みます。

④ 学習支援体制の充実と早期の進路選択

小学生は元教員による個別学習を実施します。中学 3 年生 2 名及び高校 3 年生 3 名については早期の進路決定ができるように情報提供を行うとともに通塾等も進めます。高校 3 年生については、職場体験等の機会を設け、適性に応じた職場の選択と働き方ができるように支援します。

⑤ 適正な記録・管理

情報を共有化することが業務の効率化や良い養育支援につながります。報告・連絡・相談が機能するように引継ぎ等に遺漏がないようにします。また、記録の開示を求められた時に即応できるように文書処理規程、文書保存規程、情報公開規程に基づき適正な記録と管理の整備を図ります。

⑥ 入所前から退園後の支援体制の仕組み作り

入所を検討している児童や保護者に対しては見学や施設説明などを丁寧に行うとともに入所してからのインケアや退所前のリービングケアを丁寧に行います。また、就職・進学した児童や家庭復帰した児童に対しては、施設としてのアフターケアの方針を定め、施設として統一したアフターケアができるようにします。

3 重点施策（養育関係）

⑦ 食育の取り組み

衣食住の中で、「食」は児童にとって最も重要な要素であり楽しみでもあります。不在であった栄養士を配置し栄養管理ができるようにします。また、定期的に給食委員会を開催し児童の要望や嗜好を調査したうえで献立に反映させます。食育についても食の大切さを児童に伝え、身体の成長とともに心の成長につながるように支援します。

⑧ 社会体験活動の充実

幼児期から社会体験の機会を多く持つようにします。交通機関の利用や公共機関、病院等の受診時などを利用し、児童の自立を見据えた様々な機会を提供するようにします。また、自活体験を奨励し一定の生活費で献立を考え、買い物から調理する等一人暮らしのイメージができるように支援します。

⑨ 進学支援寄附金給付事業の見直し

進学支援寄附金給付規程をもとに進学する児童の経済的支援してきましたが、近年、給付型の奨学金が充実してきたことや自立支援寄附金給付規程により自動車免許の取得の一部助成や社会体験等の費用に充ててきましたが、規程を見直し、更に使い勝手がよい規程に改め、寄附金が有効に使用されるようにします。

⑩ 健康管理

看護師による児童の健康管理に努めます。服薬している児童については看護師と直接処遇職員が連携して服薬忘れのないようにします。感染症を罹患した場合は看護師が中心になり感染症対策を進めます。また、各種の予防接種についても接種履歴を確認し遺漏のないように進めます。

⑪ 性教育

性教育委員会が中心になり幼児から高校生まで成長段階に応じた性教育を進めます。「生と性」について考え、自分が大切な存在であることを再認識する機会とします。必要に応じて、助産師等の外部講師による性教育を実施します。また、性犯罪や男女間でのトラブル等SNSによる危険性についても啓発していきます。

⑫ 地域との連携

民区行事をはじめとする地域の行事に積極的に参加します。また、児童がスポーツ少年団に加入し活動していることからチームスタッフや保護者と良好な関係を築いていきます。更に法人が実施している子ども食堂へ職員と児童がボランティアとして積極的に参加します。

⑬ 里親支援

里親支援専門相談員が、児童相談所や他の施設職員と協働して里親支援、里親啓発活動、学習・研修会等に取り組んでいきます。里親委託対象児童については、児童相談所と連携し早期に里親委託ができるように支援します。また、週末里親や夏季・冬季の一時里親事業を積極的に進めます。

3 重点施策（機能強化）

(3) 施設の機能強化 ～地域の福祉ニーズに応じた施設づくり～

社会的養護は、もはや「新しい養育」という、すべての子どもたちの育ちを守る新たな時代に入ってきていると言われています。施設機能を強化し地域や関係機関と連携・協働しながら支援を必要とする人に適切かつ確実に支援が届けられるように施設機能の強化を図ります。一関市こども第三の居場所推進事業やこども食堂への協賛、あんしんサポート事業、一時保護やショートステイ・トワイライトステイの積極的な受入れ等を通して地域の福祉ニーズに応える施設を目指します。

① 第三の居場所「ういすてりあ」との連携

こども第三の居場所「ういすてりあ」が令和7年4月1日に開所します。対象となる児童は、家庭環境に困難を抱えている児童や発達に特性がある児童であることから緊密に連携していきます。また、令和7年度中にこども第三の居場所に隣接した土地に地域小規模児童養護施設を新築する予定であることから、施設同士の機能強化に向けた検討をしていきます。

② 一時保護・短期子育て支援事業の推進

入所型の支援から在宅支援へとシフトしてきていることから一時保護の長期化やショートステイ等の利用が多くなってきています。利用の打診があった場合には可能な限り受入れを行います。今後、一時保護やショートステイ等の専用室の設置についても検討していきます。

③ 関係機関との連携

施設運営や児童の養育に当たっては、施設単独では機能せず、多様な機関と連携していくことが必要となっています。児童相談所、学校、医療機関、行政機関をはじめ様々な機関と連携を深めていきます。そのためにもタイムリーな情報発信をしていきます。また県や国に対しても施設運営や養育等に関して実情を説明し、施設の要望等を積極的に発信していく取り組みを進めます。

④ ボランティアや実習生の受入れ

福祉人材を育成することは、福祉施設としての大切な役割であると考えています。個別的な関わりや行事、招待等のボランティアを積極的に受け入れていきます。また、保育士を目指す学生の実習の受け入れや福祉に関心のある高校生に対して児童福祉施設の理解を促す交流等を社会福祉協議会と協働して取り組みます。

⑤ 積極的な社会貢献活動

社会貢献活動として、子ども食堂への参加やあんしんサポート事業を行ってまいりましたが、更に活動の輪を広げていきます。体育館等の施設開放や大規模災害を想定した福祉避難所としての機能強化を進めていきます。また、第三の居場所「ういすてりあ」と協働しながら相談事業等、求められている新たな福祉ニーズについても情報収集と実施可能性についても検討していきます。

4 職員体制及び人材育成並びに福利厚生

1 職員体制とホーム編成

(1) 職員体制

職 種 雇用形態	園 長	副 園 長	事 務 員	基 幹 的 職 員	児 童 指 導 員	保 育 士	栄 養 士	調 理 員	家 庭 支 援 相 談 員	里 親 支 援 相 談 員	看 護 師	個 別 対 応 職 員	心 理 担 当 職 員	宿 直 専 門 員	計
正職員	1	1	2	2	5	14	1	2	②		1	①			29③
嘱託職員										1					1
パート						4								3	7
計	1	1	2	2	5	18	1	2	②	1	1	①		3	37③

○は兼務

(2) ホーム編成

ホーム名		幼児	小学生	中学生	高校生	計	直接処遇職員数	
本 園	ミカエル（男児）		1	2	2	5	正職 3	} パート 1
	フランシスコ（男児）		2		2	4	正職 3	
	ガブリエル（女児）	1	2	3		6	正職 3	パート 1
	ルカ（女児）		4	2		6	正職 3	パート 1
	テレサ（女児）	1	2	1	2	6	正職 4	
地域	マリア（男児）		1		4	5	正職 3	パート 1
計		2	12	8	10	32	正職 19	パート 4

※措置機関別内訳

・一関児童相談所 21名 ・福祉総合相談センター 9名 ・宮古児童相談所 2名

※在園児童の進路（令和7年4月1日現在）

一関工業高等学校 4名 花泉高等学校 3名 水沢農業高等学校 1名

清明支援学校高等部 1名 一関修紅高等学校 1名

2 人材の採用

人材の採用については、栄養士、調理員、心理療法担当職員が不在であり、また、職員配置が4：1になるように直接処遇職員の児童指導員・保育士を随時募集します。採用にあたっては、ハローワークやホームページ、岩手県福祉人材バンク等を活用します。また、大学等の訪問や実習生に対してもアプローチしていきます。

小規模施設職員加算、特別指導員、地域小規模等バックアップ職員、自立支援専門相談員の配置を検討していることから人材の確保に努めていきます。

4 職員体制及び人材育成並びに福利厚生

3 人材育成

(1) 人材育成の基本方針

「一関藤の園が求める職員像」を職員に周知し、児童の人権・権利について深い理解を示し、児童の最善の利益のために自らの資質と人間性の向上を図るとともに児童養護施設の職員としての援助技術の確立を図ることを基本方針とします。

(2) 職場研修の体系

職場研修は、職務を通じての研修、職場を離れての研修及び自己啓発援助制度とし、その体系は「児童養護施設一関藤の園人材育成実施要綱」のとおりとします

(3) 職員研修（園内研修）

研修委員会が中心になり、職員のニーズを把握しながら定期的に園内研修を実施します。権利擁護や被措置児童虐待、基本的な諸規則や規程の理解、各マニュアルの周知、養育に関する専門知識の習得等について理解を深めます。また、新任職員に対しては、毎週、基幹的職員等がフローアップ研修を実施します。

(4) 職員研修（外部研修）

若い職員の研修ニーズが高いことから外部研修にも積極的に職員を派遣します。年間の研修計画を策定して、岩手県児童養護施設協議会、東北ブロック児童養護施設協議会、全国児童養護施設協会が主催する研修会、また、岩手県社会福祉協議会が主催する階層別・専門別のキャリアアップ研修会、SBIや子どもの虹情報研修センターが実施する研修会に積極的に職員を派遣します。その他に児童養護施設藤聖母園（青森市）や県内児童養護施設との交流研修会を実施について検討していきます。

(5) 個別研修計画の策定

職員一人ひとりの個別研修計画を策定して人材の育成を図ります。施設が求めるニーズと職員のニーズが合致し、キャリアアップできるようにします。

4 福利厚生

(1) 改正育児・介護休業法への対応

令和7年4月1日から改正育児・介護休業法が改正施行されます。就業規則や育児・介護休業に関する規則を改正し職員に周知します。

(2) 労働時間の自己管理

勤退管理による労働時間の管理の徹底を図ります。また、有給休暇についても計画的に取得できるように年度初めに計画を作成し取得状況を確認します。

(3) 一般事業主行動計画の策定の検討

従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられていますが、法人・施設全体で一般事業主行動計画（以下「行動計画」）の作成の是非を検討します。計画は施設が職員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組みます。計画、①計画期間、②目標、③目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

5 施設整備関係

施設整備関係

地域小規模児童養護施設の新築工事に係る事業費を計上するとともに付随する外構等の工事についても進めます。

また、園舎が平成 25 年 6 月の竣工から 12 年が経過したことから随時修繕を実施します。設備機器についても更新の時期を迎えていることから必要に応じて更新していきます。

令和 7 年度は次のような施設整備を実施又は検討を予定しています。

	実施時期	名 称 (工事名)	金 額
1	R8 年 2 月	地域小規模児童養護施設新築工事 ・ 実施設計・設計監理料 3,190,000 ・ 建築工事（施設負担分） 49,694,000 ・ 家電・備品代等 2,300,000 ・ プレハブ倉庫・自転車置き場 1,000,000 ・ 諸経費（登記費用他） 150,000	56,344,000
2	R7 年	ヨゼフ寮カーテン類更新・調度品の整備	300,000
3	2～3 年後	園舎全面塗装工事の検討（見積徴取）	
4	〃	下水道切替工事（見積徴取）	
5	〃	浄化槽・重油タンク撤去工事（見積徴取）	
6	3～5 年後	アントニーホーム改修工事（検討）	

6 計画の推進体制

1 計画の周知・普及

(1) 職員への周知

職員への周知は、4月の職員会議で全職員に配布し説明します。会議等の時には必携とします。また、第4次中長期事業計画と連動していることから同様に説明するとともに周知の徹底を行います。

(2) 利用者等への周知

児童へは、分かりやすい簡易版を作成しホーム会議や自治会等で説明します。ご家族様や関係機関等への周知は、5月にダイジェスト版を作成し広報誌やホームページにも掲載し周知します。

(3) 各委員会活動の周知

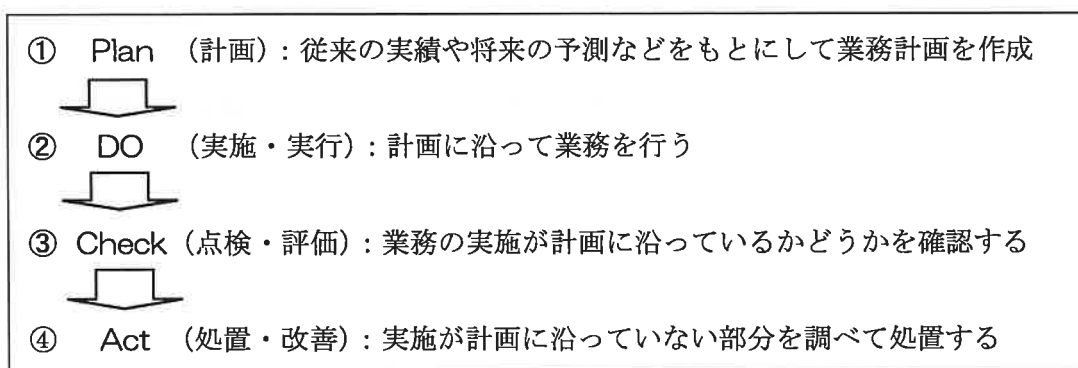
事業計画と各委員会のアクションプランが連動していることから各委員会の活動計画の周知を図ります。

2 計画の推進と進捗管理

- 計画の推進にあたっては、各委員会活動に連動させて各委員会の年間計画を作成します。年度末に各委員会の計画の評価を行います。
- 5W2Hを明確にして事業を推進します。計画の着実な推進に努めながらも、その時点で最良と考えられる方策を選択し、柔軟に課題に対応するとともに必要に応じて計画の見直しを行います。
- 3年に1回の福祉サービス第三者評価を受審し評価結果を一つの目安とします。第三者評価の項目は施設に求められている内容であり、評価に客観性があり有用であると考えられます。

3 PDCAサイクル ～継続的な改善に向けて～

計画の推進にあたっては、PDCAの管理サイクルを軌道に乗せていくことが大切です。全職員が問題意識をもって、誰もが自由に意見を出し合える風通しの良い職場を構築していきます。



令和7年度事業計画

計画期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

社会福祉法人ふじの園
認定こども園一関藤保育園

令和7年度 認定こども園一関藤保育園事業計画

1 事業運営方針

○施設の目的

社会福祉法人ふじの園が設置する認定こども園一関藤保育園は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるような環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子どもの支援を行うことを目的とする。

○運営方針

当園は、教育、保育の提供にあたっては、入園する幼児及び乳児の最善の利益を考慮し、生涯教育としての教育、保育を展開し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

○教育及び保育の基本理念（法人の基本理念）

キリストの愛と光によって導かれた子どもたちの尊厳と幸福を目指す

○基本方針

キリスト教精神に基づき、可能性に満ちた一人ひとりの子どもたちは、より善いものを指向できる自由意志、美しい物に感動する豊かな感性を備えている。神から与えられたかけがえのない人格として受け止め、個々の与えられた内的、外的生命力を十分発揮できるように相互の人格を尊重し、他者の立場を理解し合うことにより、思いやりや豊かな社会性が身につくように育む。

○教育・保育目標

- ◎明るく元気で困難、失敗をおそれず意欲的に最後まで取り組む力を育む。
- ◎思いやり、感謝の心、奉仕の心を育む。
- ◎自ら考えて行動する力を育む。

2 事業計画

閣議決定された令和7年度のこども家庭庁予算案は、「こども未来戦略」に基づく子ども・子育て政策の強化を本格的に実行すると提案し、子どもに限らず若者、それをサポートする者を対象に質の高い施策に取り組むとしています。今回の子育て政策の基本理念に掲げている『全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する』に提唱されます。

打ち出された「戦略」という文言に、保育の現状から未来にかけては、まさに戦いなのだと突き付けられたように感じています。市は「新子育て安心プラン」の補助事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の取り組みが令和7年度はモデル事業で、令和8年度は市内各保育施設での実施という方向で進行しています。

認定こども園に移行後2年続けて教育認定児童数が定員の15名を超えていたところ市から定員数の増加の検討を示されましたが、定員は変更せず保育認定90名、教育認定15

名、計 105 名としていきます。令和 7 年度は措置児童第一調整で教育認定児 12 名、保育認定児 93 名が決定し充足率 100%でのスタートをきることが出来ます。

職員体制については、ベテラン看護師が退職となりますが、認定こども園は看護師の配置基準が必須ではないので、与薬等の医療行為が保育教諭は行えないことの対応策を検討し新たな看護師は採用せず運営していきます。また、中堅保育教諭が 1 名退職となりますが、3 歳児配置改善加算・4 歳以上児配置改善加算は見込める状況であります。

提携園については 2 園。小規模保育園「ゆいまーる」家庭的保育園「ちいさいおうち」も引き続き人数割提携となります。

園の事業の柱は『乳幼児における子どもの心身共に健やかな成長のための保育の充実』です。特色として打ち出しているモンテッソーリ教育に関心を持つ保護者は多く、新規に入園を検討する際施設見学で来園する保護者からも教育法について聞かれることが多くなりました。保育園でのモンテッソーリ教育とネット検索すると「縦割り保育」「おしごとの時間」「教具を使う」など聞きなれないワードがたくさん出てきます。一般的にはわかりにくいですが、このような保育を実施している事に興味があるという認識になると思います。ニーズに応えるべく以上児クラスの編成やデイリープログラムを検討し今まで以上に認定こども園一関藤保育園ならではのモンテッソーリ教育を充実させていきたいと考えます。

特別支援児対象の音楽療法は今まで市の特別事業の一環で実施しておりましたが、今後は園から講師へ業務委託しました。音楽や音を用いて対象児の心身機能の改善、発達促進を目的としています。実施内容は変わらず月 1 回のペースで実施していきます。

また、ECCジュニア講師による英語教室を引き続き、年長及び年中児を対象に年間 12 回実施の予定です。自園調理給食提供による栄養管理加算、年長児と小学生の交流による架け橋プロジェクト小学校接続加算なども見込まれます。

政府の子育て基本理念は『全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する』保育施設として具体的に何ができるのか。見極めは、園の理念『乳幼児における子どもの心身共に健やかな成長のための保育の充実』にあります。

○職員構成

園長	副園長	主幹保育教諭	副主幹保育教諭	保育教諭	栄養士	調理員	事務員	嘱託保育教諭	嘱託医	薬剤師	合計
1	1	1	1	9	2	1	1	4	2	1	24

○利用者定員

1 号認定（教育認定）15 名 2・3 号認定（保育認定）90 名 計 105 名

○対象児童 0 歳児～5 歳児（5 か月～就学前）

○クラス編成

クラス名	年 齢	職員数	園児数
つぼみ	0 歳児	保育教諭 3	6
ちゅうりっぷ	1 歳児	保育教諭 2	12
たんぽぽ	2 歳児	保育教諭 3	18
もも	3 歳児	保育教諭 3	20
すみれ	4・5 歳児	保育教諭 2	25
ばら	4・5 歳児	保育教諭 2	24
計			105

○園児数 令和 7 年 4 月 1 日現在

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
保育認定	6	12	18	18	23	16	93
教育認定				2	3	7	12
計							105

3 教育及び保育の内容に関する全体的な計画

○子どもの教育・保育目標

乳児	愛情豊かな関わりの中で、生理的、心理的な欲求を満たし信頼感や愛着関係を育む。
1 歳児	安心できる保育者との関係の下、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2 歳児	基本的な生活習慣の獲得と自立を目指し、集団活動に参加する。
3 歳児	基本的な生活習慣を身につけ様々な体験を通し主体的に活動に取り組む。
4 歳児	情緒の安定をもとに、自分らしさを十分に発揮しながら喜んで活動に取り組む。
5 歳児	生活や遊びの中で、協力し合ったり互いを認め合う経験を通して仲間意識を深める。

○ねらい並びに配慮事項

3つの視点	乳 児
健やかにのびのびと育つ	個々の生活リズムを大切にし、生理的欲求の充足を図る中で安心して過ごす。
身近な人と気持ちを通じ合う	安心できる関係の下で身近な人と共に過ごす喜びを感じる。 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。
身近なものに関わり感性が育つ	身の回りの物に親しみ、様々なものに興味や関心を持つ。見る、触れる、探索するなど身近な環境に自分から関わろうとする。

5 領域	1 歳児	2 歳児
健 康	保育教諭に援助されながら、身の回りのことを自分でしようとする。	排泄・着脱・身の回りのことを自分でできるようになる。 全身運動、指先の機能の発達
人間関係	安心できる保育教諭との関係を気づきながら、友達にも関心を持ち関わろうとする。	集団生活に慣れ、決まりの大切さに気づく。身近な人と親しみ、関わりを深める。
環 境	好きな玩具、遊具に興味をもって関わり、様々な遊びを楽しむ。	様々な環境に好奇心を持ち、見る、聞く、触るなどの経験を通して五感の働きを豊かにする。
言 語	簡単な言葉やしぐさで自分の思いを伝えようとする。	意欲や主体性を尊重し、自分で選ぶ、決める、自分の思いを伝える心が向上する。
表 現	保育教諭と一緒に歌ったり、リズムに合わせて体を動かして遊ぶ。	保育者の話や、生活や遊びの中での出来事を通じてイメージを豊かにする。

5 領域	3 歳児	4 歳児	5 歳児
健 康	全身を使った様々な遊びを経験し、身体を動かす楽しさを知る。	全身を使う活動を通して、身体の動きを調整する力を身に付ける。	室内外の危険な場所、危険な行動がわかり、気を付けて生活する。
人間関係	友達や保育者とやり取りをしながら関わりを深め遊ぶことを楽しむ。	物事の良し悪しがあることに気づき考えながら行動する。	友達と共通の目的を見出し、協力したりして物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。
環 境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。	身近な物や遊具に興味を持って関わり、自分なりに比べたり関連付けたりしながら工夫して遊ぶ。	生活や遊びの中で、物の性質や数量、図形、文字などに関心を持つ。
言 語	感じたこと、思ったことを自分なりの言葉で表現する。	したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、わからないことを尋ねたりする。	状況、場面、相手に応じた適切な言葉を使う。
表 現	製作活動、歌、絵本を見るといった様々な経験を通してイメージや感性を豊かにする。	描いたり作ったりすることを楽しみ、遊びに使ったり飾ったりなどする。	表現する意欲を持ち、友達と協力して作り上げる達成感を味わう。

宗 教	年主題	ともに
	年主題聖句	わたしはあなたとともにいる。(イザヤ書 43 章 5 節)

○ねらい

月	主題	乳児	1・2歳児	3・4・5歳児
4	・はじめまして ・神様に愛されて	神さまから愛されてる大切な存在として受け入れられる。	保育者や友だちと一緒に祈ったり、賛美する中で生活する。	新しい出会いの中で保育者と一緒に賛美や祈りを通して神さまの愛に包まれている雰囲気を感じる。
5	・すこしずつ ・なんだろう	安心できる環境の中で保育者の祈りや賛美にふれる。	祈りやお祈りの歌に親しみ心地よく感じる。	神様の作られた世界の中に、たくさんの恵みや不思議があることに気づき、思いを寄せる。
6	・みつける ・かんじる	周りの人に関心を持ち、関わろうとする。	保育者の祈りや賛美を喜んで、真似をする。	興味を持ったことからの探究を楽しみ、体験や知識を広げていく。また絵本や歌、会話から言葉の世界を深めていく。
7	・思いっきり ・はずんで	自然に触れ親しみ、感触を楽しむ。	やりたいことを存分に楽しみ、友だちや保育者と共感する喜びを知る。	遊びや関わりの中で、表現すること・探究すること・交わることを思いきり楽しむ。
8	・ゆったりと ・祈りの中で	家族や保育者とゆったり過ごし楽しいことをみつけていく。	まわりの人に愛され、神様に守られていることを感じる。	神さまの創られた世界、与えてくださっている人を大切にできるよう祈りあう。
9	・みてみて ・気持ちいい	のびのびと過ごす中で、自分のお気に入りを見つける。	保育者との関係が深まり、安心して自分自身を表す。	友だちと仲間になって過ごすことや、イメージやルールを作り出し一緒に遊ぶことをうれしいと思う。
10	・たのしいね ・輝いて	友達や保育者との関わりを楽しみながら、存分に遊ぶ。	友達と興味のある事やおもしろいことを一緒にして、つながりを感じる。	神さまが一人ひとりを愛し、それぞれに違う賜物をくださっていることに気づき、互いを認め合う。
11	・神様ありがとう	保育者の祈りやお祈りの歌を通して神さまを感じる。	やりたいこと、興味があることにじっくり取り組み楽しむ。	収穫や自然の変化など体感し実りをくださった神様に感謝する。
12	・喜びいっぱい ・うれしいね	クリスマスの雰囲気を感じてわくわくする。	クリスマスを喜び、お話や賛美を楽しんで受け取る。	アドベントカレンダー・聖劇などを通して本当のクリスマスの意味を知り、ともにクリスマスを迎えることを楽しむ。

1	・いっしょ ・広がる	神さまに守られていることを感じ安心して過ごす。	神さまに愛され、自分も友達も大切にされていることを感じ、喜ぶ。	友だちとアイディアを出し合い遊びを広げていく事を楽しみながら、じっくりと遊ぶ。
2	・だいすき ・つながりあう	保護者や友達とやりとりしながら、楽しく一緒に過ごす。	友だちの存在をうれしいものとして感じ、一緒に遊びながらいろいろな思いに気づく。	神さまの愛を感じ、友だちや家族、他社のために祈ろうとする。
3	・おおきくなったよ ・希望をもって	生活リズムが安定し、心も身体も満たされて過ごす。	神さまやたくさんの人に愛されおおきくなったことを感じ喜ぶ。	新しい生活に希望と期待をもって、友だちと好きな遊びを存分に楽しむ。

○子育て支援

健康支援 状態把握・増進・疾病対応	・健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ・年2回の嘱託医による健康診断（内科・歯科） ・登園時及び保育中の状態観察 ・異常が見られた時の適切な対応 ・年間保健指導計画
食育推進	・栄養バランスを考えた自園給食の提供 ・食育活動の実施 ・行事食・郷土料理の提供 ・クッキングスクールの実施
環境・衛生・安全管理	・施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ・感染症対応 ・市生活環境課指導交通安全教室（年2回） ・消防署指導総合避難訓練
災害への備え	・避難訓練（月1回）実施 想定：地震・火災・不審者対応・水害・暴風雨・台風・総合訓練・親子避難 ・被災時における対応と備蓄 ・消防点検

4 職員研修

○職員リーダー

専門リーダー	幼児 保健衛生安全対策 保護者支援・子育て支援 食育
職務分野別リーダー	乳児 特別支援 若手

○園内委員会

企 画	主任・副主任・各分野別リーダーが集まり年間の行事やその月に必要な話し合いを行う。日時は委員会で決定する。
給 食	栄養士・調理員が定期的に必要事項について話し合う。
保健衛生・安全対策	避難訓練・ヒヤリハット・感染症対策等について話し合い職員に発信する。
保護者支援	定期的に話し合いを持ち、今の課題等検討内容を発信する。
子育て支援	乳児・幼児・特別支援児それぞれの観点から子どもたちの育ちや、生活について話し合い、必要であれば保護者委員会と連携し、職員に発信する。
苦情等解決	園内に苦情がきた場合、職員に発信し、話し合い、委員会でまとめ、良い方に導いていく。
若 手	若手の職員が日頃の悩み等を話し合ったりし、何かあれば他の委員会に相談し、共に考えてもらう。

○モンテッソーリ教育職員園内研修

期		I 期	Ⅱ期	Ⅲ期	Ⅳ期
		4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月
研 修 内 容	理 論	モンテッソーリ 教育・子ども観 とは	感覚教育について 敏感期	整えられた環境 教師の役割	自由と規律
	日 常 生 活	絨毯を運ぶ 絨毯の巻き伸ばし	スポンジを絞る 色水つぎ	着衣枠	鏡を磨く
	感 覚 教 育	ピンクタワー 茶色の階段 はめこみ円柱	赤い棒 ひみつ袋 色付き円柱	触覚版 葉のタンス、カード	重量版 色板
	言 語	砂文字板	絵合わせカード	50 音並べ	移動 50 音 2 色の移動 50 音
	数 教 育	砂数字板	紡錘棒箱	数字と玉	数の記憶遊び

令和7年度事業計画

計画期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

社会福祉法人ふじの園
第三の居場所 ういすてりあ

令和7年度 第三の居場所ういすてりあ事業計画

1 社会福祉法人藤の園基本理念

・基本理念『キリストの愛と光によって導かれた子どもたちの尊厳と幸福を目指します』

私たちは、キリストの愛に倣い、子どもたち一人ひとりをかけがえのない存在として受け止めます。そして、子どもたちが自分らしく幸せに生きていくことができるように、いつでもどんな時でも子どもたちを支えていきたいと願っています。

・運営方針

厚生労働省は、社会保障審議会福祉部会を立ち上げ、社会福祉法人制度の見直しを進めています。今後、経営組織の在り方、業務運営・財務運営の在り方、運営の透明の確保の在り方等について具体的な方向性が見えてくるものと思われます。また、各施設においては、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が本格的に施行されたことから施設を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。私たちは、国の制度とともに利用者ニーズ・地域ニーズを的確に捉え、地域の子育ての拠点として法人・施設の機能を最大限に発揮して地域住民の付託に応えていきたいと考えています。

2 ういすてりあの概要

- (1) 事業の種類 児童育成支援拠点事業（第二種社会福祉事業：一関市の委託事業）
一関市こども第三の居場所推進事業（一関市の補助事業）
- (2) 事業の目的 第三の居場所は、家庭や学校以外で子どもたちに安心して過ごせる居場所を提供し、子どもたちが信頼できる大人や友だちと過ごしながら、生活習慣や学習習慣を整え、将来の自立に向けて生き抜く力を身に付けられるように支援していくことを目的とします。
- (3) 事業所所在地 岩手県一関市山目字前田71-1
- (4) 電話番号 090-2363-4744
- (5) E-mail fuji.wisteria@outlook.jp
- (6) 開所日及び開所時間 月曜日～金曜日
午後2時～午後8時（長期休暇期間（夏休みなど）：10時～20時）
（土、日、祝祭日、お盆、年末年始は閉所）

3 児童育成支援拠点事業について

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形式や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とします。

・支援の内容

- ① 安心・安全な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い・うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援

・支援対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、支援が必要であると市町村が認めた次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とします。

- ① 食事、衣服、生活習慣等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等
家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

養育環境に関して課題のある児童及びその家庭には、児童の意思をくみ取って保護者が対応できず、家に帰りたくない児童や言動も含め心配な行動が見受けられる粗暴な児童、非行行動が見受けられる児童、過干渉の家庭も含む。なお、これらの支援対象者が事業を利用する上で支援対象者に対する差別や偏見（スティグマ）にさらされないよう、また、そうしたことを危惧して事業利用をためらうことのないよう、市町村及び事業者等においては、必要な対策に努めていきます。

本事業の対象年齢は主に学童期の児童を対象としています。利用が望ましい児童の就学前の兄弟姉妹についても、養育環境に課題を抱えている可能性が高く、同時に受け入れるなど、柔軟に対応していきます。

4 当該年度の達成目標

- ① 運営開始月から20名の児童を利用につなげます。
- ② 子ども第三の居場所について学校や広報紙等を通じて周知し、支援が必要な子供の情報収集および積極的なアウトリーチを行います。
- ③ 安定的な支援の継続
 - ・学習支援、食事提供、生活支援を通じて基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。
 - ・自己肯定感を高め、他者との協同、信頼関係の構築など社会を生き抜く力を身に付かせます。日々の成長・変化を記録し、随時支援の方法を改善します。

5 事業計画

対象児童の学年・年齢	小学校1年生～6年生	
対象となる地域および小学校区	原則として、山目小学校・一関小学校・中里小学校・南小学校・赤荻小学校・萩荘小学校の各小学校区	
定員	定員20名、1日利用10名程度	
受入れ対象とする世帯	☒ 生活保護世帯	☒ 就学援助世帯
	☒ 児童扶養手当受給	☐ 不登校
	☐ 発達障害	☒ 共働き孤立
	☒ その他（市が支援が必要と認める世帯）	
拠点の運営時間 （平日週5日14～21時、長期休暇中は8～21時など）	平日：14時～20時 土曜日：休所 日曜日：休所 祝日：休所 長期休暇期間（夏休みなど）：10時～20時	
スタッフ数	常勤：3名（うち有給3名、無給0名） 非常勤：0名（うち有給0名、無給0名）	
食事提供の方法	スタッフによる食事提供（子どもと一緒に調理する場合もあり）	
送迎の有無	有	
利用料金 （生活困窮世帯は無料など）	対象世帯は無料 一般世帯は月額5,000円	

6 法人・施設／自治体各部署／学校との連携について

担当部署等	連携内容
社会福祉法人ふじの園（法人本部）	事業所の設置主体であり、運営方法、人事、予算等について連携して行いバックアップをしていきます。
児童養護施設一関藤の園	施設が実施する行事等に利用者が参加するとともに職員研修の交流を図ります。
こども家庭センター（こども家庭課）	要保護児童・要支援児童や支援の必要な家庭に拠点を紹介し利用につなげます。 関係課・機関と定期的に支援の必要なこどもについて情報共有を行います。
こども家庭センター（児童保育課）	保育所等、放課後児童クラブに通うこどもや手当受給者等で支援の必要性が認められる場合に拠点の紹介やこども家庭課への情報提供等を行います。
一関市学校教育課	新入学児童の健康診断や適応支援教室の利用状況から、支援の必要性が認められる子どもや家庭に、拠点の紹介やこども家庭課への情報提供等を行います。
一関市福祉課	生活保護、障害福祉サービスを利用するこどもや家庭で支援の必要性が認められる場合に、拠点の紹介やこども家庭課への情報提供等を行います。
小学校	山目小学校、及び一関地域の小学校を定期的に訪問し、気になる子どもについて情報共有する。また、児童や家庭に支援の必要性が認められる場合に、拠点の紹介やこども家庭課への情報提供等を行います。

■支援対象とする世帯へのアウトリーチについて

《担当部署》

- ・一関市こどもセンター（家庭児童相談室）
家庭児童相談員が訪問時等にアウトリーチ。
- ・一関市こどもセンター（児童保育課）
手当や保育園入所手続等の際に支援の必要性が認められる世帯がいた場合、事業を紹介し家庭児童相談室へつなげます。
- ・児童相談所
児童相談所の在宅ケースには、児童相談所の児童福祉司がアウトリーチ。
- ・運営者（社会福祉法人ふじの園）
児童養護施設や短期支援事業の利用者等で、支援の必要性が認められる世帯に対し事業紹介し家庭児童相談室へつなげます。

■年間行事予定

No.	年／月	日	場所	内容
1	2025/4	1	ういすてりあ	正式オープン
2	2025/5	1	藤の園職員宅	農業体験（田植え）
3	2025/5	7	ういすてりあ	子どもの日（餅つき）
4	2025/5	16	〃	映画鑑賞
5	2025/5	19	〃	スタッフ研修会
6	2025/5	30	〃	スタッフ研修会
7	2025/6	6	市内温泉	日帰り温泉入浴体験
8	2025/6	30	ういすてりあ	スタッフ研修会
9	2025/7	7	〃	七夕
10	2025/7	18	〃	スタッフ研修会
11	2025/7	25	海洋センター	水泳
12	2025/8	4	須川	登山
13	2025/8	18	陸前高田市	釣り
14	2025/8	21	ういすてりあ	キャンプ
15	2025/9	1	〃	手作りピザ
16	2025/10	10	〃	団子作り
17	2025/10	31	〃	ハロウィン
18	2025/11	4	藤の園	柿収穫（干し柿作り）
19	2025/11	14	ういすてりあ	芋煮会・焼き芋
20	2025/12	24	〃	クリスマス会
21	2025/12	26	〃	大掃除
22	2026/1	5	〃	新年を祝う会
23	2026/1	19	祭時スキー場	スキー教室
24	2026/2	3	ういすてりあ	節分豆まき
25	2026/2	14	〃	バレンタインデー（お菓子作り）
26	2026/3	3	〃	ひな祭り
27	2026/3	17	〃	卒業・進級を祝う会

○ 子ども第三の居場所連絡会と誕生会は毎月実施

《1日のスケジュール》

- 14:00 宿題／個別学習
- 15:00 おやつ（おやつを食べながら1日の出来事をおしゃべりする）
- 16:00 日替わり活動（体験活動、外遊び）
- 17:00 読書やタブレット（入浴）
- 17:45 配膳
- 18:00 夕食
- 18:30 食器洗い・掃除
- 19:00 自由時間（入浴）※保護者迎え
- 20:00 閉所

《1週間のスケジュール》

- 月曜日 体育活動
- 火曜日 外活動（野菜作り 花壇作り他）
- 水曜日 読み聞かせ
- 木曜日 体育活動
- 金曜日 創作活動